

議案第13号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月26日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等を踏まえ、建築関係手数料の改定等を行うとともに、千葉県から宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部が権限移譲されることから、新たに手数料を定めるため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
(1)の表から(5)の表まで 略					(1)の表から(5)の表まで 略				
(6) 建築関係手数料					(6) 建築関係手数料				
ア 建築基準法関係手数料（確認申請・計画通知）					ア 建築基準法関係手数料（確認申請・計画通知）				
手数料を徴収する事務			手数料の金額		手数料を徴収する事務			手数料の金額	
建	建築基	確認の	床面積	1件に	建	建築基	確認の	床面積	1件に
築	準法(昭	申請又	の合計	つき	築	準法(昭	申請又	の合計	つき
物	和25年	は計画	が30平	9,000	物	和25年	は計画	が30平	8,000
に	法律第	の通知	方メー	円	に	法律第	の通知	方メー	円
関	201号)	に係る	トル以		関	201号)	に係る	トル以	
す	第6条	計画に	内のも		す	第6条	計画に	内のも	
る	第1項	建築基	の		る	第1項	建築基	の	
確	の規定	準法第	床面積	1件に	確	の規定	準法第	床面積	1件に
認	による	87条	の合計	つき	認	による	87条	の合計	つき
申	確認の	の4の	が30平	19,000	申	確認の	の4の	が30平	12,000
請	申請又	昇降機	方メー	円	請	申請又	昇降機	方メー	円
又	は同法	(以下	トルを		又	は同法	(以下	トルを	
は	第18条	「昇降	超え10		は	第18条	「昇降	超え10	
計	第2項	機」と	0平方		計	第2項	機」と	0平方	
画	の規定	いう。)	メート		画	の規定	いう。)	メート	
通	による	に係る	ル以内		通	による	に係る	ル以内	
知	計画の	部分が	のもの		知	計画の	部分が	のもの	

通知に 対する 審査	含まれ ない場 合	床面積 の合計 が 100 平方メ ートル を超え 200 平 方メー トル以 内のも の	1 件に つき 33,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 200 平方メ ートル を超え 300 平 方メー トル以 内のも の	1 件に つき 43,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 300 <u>平方メ ートル</u> を超え 1,000	1 件に つき 71,000 <u>円</u>

通知に 対する 審査	含まれ ない場 合	床面積 の合計 が 100 平方メ ートル を超え 200 平 方メー トル以 内のも の	1 件に つき 15,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 200 平方メ ートル を超え 500 平 方メー トル以 内のも の	1 件に つき 24,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 500 <u>平方メ ートル</u> を超え 1,000	1 件に つき 43,000 <u>円</u>

平方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	1件につき 280,000円

平方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	1件につき 62,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える4,000平方メートル以内のもの	1件につき 168,000円
床面積の合計	1件につき

床面積 の合計 が 10,0 00 平方 メート ルを超 え <u>50,0</u> <u>00 平方</u> <u>メート</u> <u>ル以内</u> のもの	1 件に つき 410,00 <u>0 円</u>
---	---

<u>ル以内</u> <u>のもの</u>	
床面積 の合計 が 10,0 00 平方 メート ルを超 え <u>20,0</u> <u>00 平方</u> <u>メート</u> <u>ル以内</u> のもの	1 件に つき 279,00 <u>0 円</u>
床面積 の合計 が 20,0 00 平方 メート ルを超 え 50,0 00 平方 メート ル以内 のもの	1 件に つき 342,00 <u>0 円</u>
床面積 の合計 が 50,0 00 平方	1 件に つき 473,00 <u>0 円</u>

床面積の合計が 50,000 平方メートル を超えるもの	1 件につき 800,000 円
(摘要) 1 建築物を建築する場合(摘要の 3 に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算	

メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 546,000 円
床面積の合計が 100,000 平方メートル を超えるもの	
(摘要) 1 建築物を建築する場合(摘要の 2 に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積	

定する。

2 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転

について算定する。

2 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（摘要の7に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 **建築基準法第6条第4項の規定による確認**
（以下「建築主事の確認」

する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。

という。)を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。

4 建築主事

の確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転

する場合を除く。)であ
って、当該申
請をする直
前に建築基
準法第7条
の4第3項
の規定によ
る中間検査
合格証の交
付を受けて
いるときに
おける手数
料の額は、当
該計画の変
更に係る部
分の床面積
の合計につ
いて算定し
た手数料の
額に、当該建
築物(変更に
係る部分を
除く。)の床
面積の合計
の2分の1
の面積につ
いて算定し
た手数料の

額を加算した額とする。

5 建築基準

法第6条の

2第1項の

規定による

確認(以下

「指定確認

検査機関の

確認」とい

う。)を受け

た建築物の

計画を変更

して建築物

を建築する

場合(移転す

る場合を除

く。)の手数

料の額は、当

該計画の変

更に係る部

分の床面積

の合計につ

いて算定し

た手数料の

額に、当該建

築物(変更に

係る部分を

除く。)の床

面積の合計
の2分の1
の面積につ
いて算定し
た手数料の
額を加算し
た額とする。

6 指定確認
検査機関の
確認を受け
た建築物の
計画を変更
して建築物
を建築する
場合（移転す
る場合を除
く。）であっ
て当該申請
をする直前
に建築基準
法第7条の
3第5項の
規定による
中間検査合
格証（以下
「建築主事
の中間検査
合格証」とい
う。）の交付

を受けてい
るときの床
面積の合計
は、当該計画
の変更に係
る部分の床
面積の合計
の2分の1
(床面積を
増加する部
分にあつて
は、当該増加
する部分の
床面積)につ
いて算定す
る。

7 略

4 略

5 建築物の
エネルギー
消費性能の
向上等に関
する法律(平
成27年法律
第53号。以
下「建築物省
エネ法」とい
う。)第11
条第1項た
だし書及び

第 12 条第 2
項ただし書
の適用を受
ける場合（建
築物のエネ
ルギー消費
性能の向上
等に関する
法律施行規
則（平成 28
年国土交通
省令第 5 号）
第 2 条第 1
項第 1 号に
該当する場
合に限る。）
の建築物に
関する確認
申請又は計
画通知の手
数料の額は、
表に定める
額にその表
中建築物エ
ネルギー消
費性能適合
性判定の項
に掲げる区
分により算

		<u>定した手数料の額を加算した額とする。</u>		
		略		
建築設備に関する確認申請又は計画通知	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第3号の小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）以外の建築設備	1基につき 22,000円
			小荷物専用昇	1基につき

		略		
建築設備に関する確認申請又は計画通知	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第3号の小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）以外の建築設備	1基につき 10,000円
			小荷物専用昇	1基につき

画の通知に対する審査		降機	<u>8,000</u> 円
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>10,000</u> 円
		小荷物専用昇降機	1基につき <u>6,000</u> 円
	工	建築基準法第8	工作物

画の通知に対する審査		降機	<u>6,000</u> 円	
	建築主事の確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>7,000</u> 円	
		小荷物専用昇降機	1基につき <u>5,000</u> 円	
	指定確認検査機関の確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>10,000</u> 円	
		小荷物専用昇降機	1基につき <u>6,000</u> 円	
	工	建築基準法第8	工作物	1基に

作 物 に 関 す る 確 認 申 請 又 は 計 画 通 知	8 条第 1 項若し くは第 2 項に おいて準用す る同法第 6 条 第 1 項の規定 による確認の 申請又は同法 第 88 条第 1 項 若しくは第 2 項において準 用する同法第 1 8 条第 2 項の規 定による計画 の通知に対す る審査	を築造 する場 合(確認 を受け た工作 物の計 画を変 更して 工作物 を築造 する場 合を除 く。)	つき 20,000 <u>円</u>	作 物 に 関 す る 確 認 申 請 又 は 計 画 通 知	8 条第 1 項若し くは第 2 項に おいて準用す る同法第 6 条 第 1 項の規定 による確認の 申請又は同法 第 88 条第 1 項 若しくは第 2 項において準 用する同法第 1 8 条第 2 項の規 定による計画 の通知に対す る審査	を築造 する場 合(確認 を受け た工作 物の計 画を変 更して 工作物 を築造 する場 合を除 く。)	つき 14,000 <u>円</u>
			略				建築主 事の確 認を受 けた工 作物の 計画を 変更し て工作 物を築 造する 場合
						指定確 認検査 機関の 確認を 受けた	1 基に つき 14,000 円

--	--	--	--

イ 建築基準法関係手数料（完了
検査申請・工事完了通知）

手数料を徴収する 事務			手数料の金額	
建 築 物 に 関 す る 完 了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 の 工 事	建築基 準法第 7条第 1項の 規定に よる完 了検査 の申請 又は同 法第18 条第20 項の規 定によ る工事 完了の 通知に 対する	確認の 申請又 は計画 の通知 に係る 計画に 昇降機 に係る	床面積 の合計 が30平 方メー トル以 内のも の	1件に つき 22,000 円
		に係る 部分が 含まれ ない場 合	床面積 の合計 が30平 方メー トルを 超え10 0平方 メート ル以内 のもの	1件に つき 28,000 円

		<u>工 作 物 の 計 画 を 変 更 し て 工 作 物 を 築 造 す る 場 合</u>
--	--	--

イ 建築基準法関係手数料（完了
検査申請・工事完了通知）

手数料を徴収する 事務			手数料の金額	
建 築 物 に 関 す る 完 了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 の 工 事	建築基 準法第 7条第 1項の 規定に よる完 了検査 の申請 又は同 法第18 条第16 項の規 定によ る工事 完了の 通知に 対する	確認の 申請又 は計画 の通知 に係る 計画に 昇降機 に係る	床面積 の合計 が30平 方メー トル以 内のも の	1件に つき 14,000 円
		に係る 部分が 含まれ ない場 合	床面積 の合計 が30平 方メー トルを 超え10 0平方 メート ル以内 のもの	1件に つき 16,000 円

完了通知	検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する検査の場合)	床面積の合計が100平方メートルを超え	1件につき	完了通知	検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する検査の場合)	床面積の合計が100平方メートルを超え	1件につき
		200平方メートル以内のもの	38,000			床面積の合計が200平方メートルを超え	20,000
		300平方メートル以内のもの	円			500平方メートル以内のもの	円
完了通知	検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する検査の場合)	床面積の合計が200平方メートルを超え	1件につき	完了通知	検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する検査の場合)	床面積の合計が200平方メートルを超え	1件につき
		300平方メートル以内のもの	53,000			床面積の合計が500平方メートルを超え	25,000
		300平方メートル以内のもの	円			500平方メートル以内のもの	円
完了通知	検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する検査の場合)	床面積の合計が300平方メートルを超え	1件につき	完了通知	検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する検査の場合)	床面積の合計が300平方メートルを超え	1件につき
		1,000平方メートル以内のもの	86,000			床面積の合計が500平方メートルを超え	42,000
		300平方メートル以内のもの	円			500平方メートル以内のもの	円

平方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 170,000円

平方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 54,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの	1件につき 142,000円
床面積の合計	1件につき

床面積 の合計 が 10,0 00 平方 メートルを 超え <u>50,0</u> <u>00 平方</u> <u>メートル</u> <u>以内</u> のもの	1 件に つき <u>270,00</u> <u>0 円</u>

<u>メー</u> <u>トル</u> <u>以内</u> <u>のもの</u>	
床面積 の合計 が 10,0 00 平方 メートルを 超え <u>20,0</u> <u>00 平方</u> <u>メートル</u> <u>以内</u> のもの	1 件に つき <u>252,00</u> <u>0 円</u>
<u>床面積</u> <u>の合計</u> <u>が 20,0</u> <u>00 平方</u> <u>メートル</u> <u>を超</u> <u>え 50,0</u> <u>00 平方</u> <u>メートル</u> <u>以内</u> <u>のもの</u>	1 件に つき <u>340,00</u> <u>0 円</u>
<u>床面積</u> <u>の合計</u> <u>が 50,0</u>	1 件に つき <u>500,00</u>

床面積の合計が <u>50,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>550,000</u> 円
(摘要)	
1 確認を受けた建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定す	

<u>100</u> 平方メートルを超えるもの	<u>0</u> 円
床面積の合計が <u>100,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>654,000</u> 円
(摘要)	
1 建築主事 の確認を受けた建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積につ	

る。

2 確認を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

いて算定する。

2 **建築主事**

の確認を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

3 **指定確認**

検査機関の
確認を受け
た建築物を
建築し、又は
その大規模
の修繕若し
くは大規模
の模様替を

した場合の
手数料の額
は、上記に定
める額に、当
該建築物の
床面積の合
計について
アの表中建
築物に関す
る確認申請
又は計画通
知の項建築
基準法（昭和
25年法律第2
01号）第6条
第1項の規
定による確
認の申請又
は同法第18
条第2項の
規定による
計画の通知
に対する審
査の目確認
の申請又は
計画の通知
に係る計画
に建築基準
法第87条の

		略			
特 定 工 程 に 係 る 建 築 物 に 関 す る	建築基 準法第 7条第 1項の 規定に よる完 了検査 の申請 又は同 法第18 条第20 項の規 定によ る工事	確認の 申請又 は計画 の通知 に係る 計画に 昇降機 に係る 部分が 含まれ ない場 合	床面積 の合計 が30平 方メー トル以 内のも の	1件に つき 19,000 円	
			床面積 の合計 が30平 方メー トルを 超え10 0平方	1件に つき 25,000 円	

					<u>4の昇降機</u> (以下「昇降機」という。)
		略			
特 定 工 程 に 係 る 建 築 物 に 関 す る	建築基 準法第 7条第 1項の 規定に よる完 了検査 の申請 又は同 法第18 条第16 項の規 定によ る工事	確認の 申請又 は計画 の通知 に係る 計画に 昇降機 に係る 部分が 含まれ ない場 合	床面積 の合計 が30平 方メー トル以 内のも の	1件に つき 12,000 円	に係る部分 が含まれな い場合の節 に掲げる区 分により算 定した手数 料の額の2 分の1の額 を加算した 額とする。
			床面積 の合計 が30平 方メー トルを 超え10 0平方	1件に つき 14,000 円	

完了 完了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 通 知	完了の 通知に 対する 検査(同 法第7 条の3 第1項 の特定 工程に 係る建 築物の 完了検 査の申 請又は 工事完 了の通 知に対 する検 査の場 合)	メート ル以内 のもの		完了 完了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 通 知	完了の 通知に 対する 検査(同 法第7 条の3 第1項 の特定 工程に 係る建 築物の 完了検 査の申 請又は 工事完 了の通 知に対 する検 査の場 合)	メート ル以内 のもの		
		床面積 の合計 が100 平方メ ートル を超え 200平 方メー トル以 内のも の	1件に つき 35,000 円	床面積 の合計 が200 平方メ ートル を超え 300平 方メー トル以 内のも の		1件に つき 50,000 円	床面積 の合計 が100 平方メ ートル を超え 200平 方メー トル以 内のも の	1件に つき 19,000 円
		床面積 の合計 が 300 83,000	1件に つき 83,000	床面積 の合計 が 500 39,000		1件に つき 39,000	床面積 の合計 が 500 39,000	1件に つき 39,000

<u>平方メ</u> <u>ートル</u>	<u>円</u>
を 超 え 1,000 平方メ ートル 以内の もの	
床面積 の合計 が 1,00 0 平方 メート ルを超 え 2,00 0 平方 メート ル以内 のもの	1 件に つき 100,00 <u>0 円</u>
床面積 の合計 が 2,00 0 平方 メート ルを超 え 10,0 00 平方 <u>メート</u> <u>ル</u> 以内	1 件に つき 160,00 <u>0 円</u>

<u>平方メ</u> <u>ートル</u>	<u>円</u>
を 超 え 1,000 平方メ ートル 以内の もの	
床面積 の合計 が 1,00 0 平方 メート ルを超 え 2,00 0 平方 メート ル以内 のもの	1 件に つき 51,000 <u>円</u>
床面積 の合計 が 2,00 0 平方 メート ルを超 え 4,00 0 平方 <u>メート</u> <u>ル</u> 以内	1 件に つき 136,00 <u>0 円</u>

床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え <u>50,000 平方メートル以内のもの</u>	1 件につき 260,000 円

<u>ルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</u>	
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え <u>20,000 平方メートル以内のもの</u>	1 件につき 240,000 円
<u>床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</u>	1 件につき 320,000 円

床面積の合計が <u>50,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>540,000</u> 円
(摘要) 1 確認又は中間検査合格証の交付を受けた建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の	

床面積の合計が <u>50,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>480,000</u> 円
床面積の合計が <u>100,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>641,000</u> 円
(摘要) 1 <u>建築主事</u> の確認又は <u>建築主事</u> の中間検査合格証の交付を受けた建築物を建築した場合（移	

床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

2 確認若しくは中間検査合格証の交付を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

2 **建築主事**

の確認若しくは**建築主事の**中間検査合格証の交付を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の面積について算

定する。

3 指定確認

**検査機関の
確認を受け
た建築物を
建築し、又は
その大規模
の修繕若し
くは大規模
の模様替を
した場合の
手数料の額
は、上記に定
める額に、当
該建築物の
床面積の合
計について
アの表中建
築物に関す
る確認申請
又は計画通
知の項建築
基準法（昭和
25年法律第2
01号）第6条
第1項の規
定による確
認の申請又
は同法第18**

										<u>条第2項の規定による</u> <u>計画の通知</u> <u>に対する審査</u> <u>の目確認</u> <u>の申請又は</u> <u>計画の通知</u> <u>に係る計画</u> <u>に建築基準</u> <u>法第87条の</u> <u>4の昇降機</u> <u>(以下「昇降</u> <u>機」という。)</u> <u>に係る部分</u> <u>が含まれない</u> <u>場合の節</u> <u>に掲げる区</u> <u>分により算</u> <u>定した手数料</u> <u>の額の2</u> <u>分の1の額</u> <u>を加算した</u> <u>額とする。</u>
		略					略			
建 築 設 備 に	建 築 基 準 法 第 87 条 の 4 に お い て 準	確 認 を 受 け た も の	小 荷 物 専 用 昇 降 機 以 外 の 建 築 設 備	1 基 に つ き 36,000 円	建 築 設 備 に	建 築 基 準 法 第 87 条 の 4 に お い て 準	建築主 事 の 確 認 を 受 け た も の	小 荷 物 専 用 昇 降 機 以 外 の 建 築 設 備	1 基 に つ き 17,000 円	

関 す る 完 了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 通 知	用する 同法第 7条第 1項の 規定に よる完 了検査 の申請 又は同 法第87 条の4 におい て準用 する同 法 第18 条第20 項 の規 定によ る工事 完了の 通知に 対する 検査	小荷物 専用昇 降機	1基に つき 20,000 円
工 作 物 に 関 す	建築基準法第8 条第1項若し くは第2項に おいて準用す る同法第7条 第1項の規定	確認を 受けた 工作物	1基に つき 22,000 円

関 す る 完 了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 通 知	用する 同法第 7条第 1項の 規定に よる完 了検査 の申請 又は同 法第87 条の4 におい て準用 する同 法 第18 条第16 項 の規 定によ る工事 完了の 通知に 対する 検査	小荷物 専用昇 降機	1基に つき 14,000 円
工 作 物 に 関 す	建築基準法第8 条第1項若し くは第2項に おいて準用す る同法第7条 第1項の規定	指定確 認検査 機関の 確認を 受けた もの 建築主 事の確 認を受 けた工 作物	1基に つき 22,000 円
			小荷物 専用昇 降機以 外の建 築設備 小荷物 専用昇 降機 17,000 円
			1基に つき 14,000 円
			1基に つき 17,000 円

る 完 了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 通 知	による完了検 査の申請又は 同法第 88 条第 1 項若しくは 第 2 項におい て準用する同 法 第 18 条第 20 項 の規定によ る工事完了の 通知に対する 検査		
---	---	--	--

る 完 了 検 査 申 請 又 は 工 事 完 了 通 知	による完了検 査の申請又は 同法第 88 条第 1 項若しくは 第 2 項におい て準用する同 法 第 18 条第 16 項 の規定によ る工事完了の 通知に対する 検査	<u>認検査</u> <u>機関の</u> <u>確認を</u> <u>受けた</u> <u>工作物</u>	つき 21,000 円
---	---	--	-------------------

ウ 建築基準法関係手数料（中間
検査申請・特定工程工事終了通
知）

ウ 建築基準法関係手数料（中間
検査申請・特定工程工事終了通
知）

手数料を徴収する 事務		手数料の金額	
建築 物に 関す る中 間検 査申 請又 は特	建築基準法第 7条の3第1 項の規定によ る中間検査の 申請又は同法 第 18 条第 28 項 の規定によ る特定工程の	床面積 の合計 が 30 平 方メー トル以 内のも の 床面積	1 件に つき 19,000 円 1 件に

手数料を徴収する 事務		手数料の金額	
建築 物に 関す る中 間検 査申 請又 は特	建築基準法第 7条の3第1 項の規定によ る中間検査の 申請又は同法 第 18 条第 19 項 の規定によ る特定工程の	床面積 の合計 が 30 平 方メー トル以 内のも の 床面積	1 件に つき 12,000 円 1 件に

定工 程工 事終 了通 知	工事終了の通 知に対する検 査	の合計 が 30 平 方メー トルを 超え 10 0 平方 メート ル以内 のもの	つき 25,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 100 平方メ ートル を超え 200 平 方メー トル以 内のも の	1 件に つき 31,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 200 平方メ ートル を超え 300 平 方メー トル以	1 件に つき 40,000 <u>円</u>

定工 程工 事終 了通 知	工事終了の通 知に対する検 査	の合計 が 30 平 方メー トルを 超え 10 0 平方 メート ル以内 のもの	つき 14,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 100 平方メ ートル を超え 200 平 方メー トル以 内のも の	1 件に つき 17,000 <u>円</u>
		床面積 の合計 が 200 平方メ ートル を超え 500 平 方メー トル以	1 件に つき 21,000 <u>円</u>

内のも の	
床面積 の合計 が 300 平方メ ートル を超え 1,000 平方メ ートル 以内の もの	1 件に つき 57,000 円
床面積 の合計 が 1,00 0 平方 メート ルを超 え 2,00 0 平方 メート ル以内 のもの	1 件に つき 77,000 円
床面積 の合計 が 2,00 0 平方	1 件に つき 150,00 0円

内のも の	
床面積 の合計 が 500 平方メ ートル を超え 1,000 平方メ ートル 以内の もの	1 件に つき 36,000 円
床面積 の合計 が 1,00 0 平方 メート ルを超 え 2,00 0 平方 メート ル以内 のもの	1 件に つき 46,000 円
床面積 の合計 が 2,00 0 平方	1 件に つき 124,00 0円

メー
ト
ルを
超
え 10,0
00平方
メー
ト
ル以
内
の
もの

メー ト ルを 超 え <u>4,00</u> <u>0平方</u> メー ト ル以 内 の もの	
<u>床面積</u>	<u>1件に</u>
<u>の合計</u>	<u>つき</u>
<u>が 4,00</u>	<u>142,00</u>
<u>0平方</u>	<u>0円</u>
メー ト ルを 超 え <u>6,00</u> <u>0平方</u> メー ト ル以 内 の もの	
<u>床面積</u>	<u>1件に</u>
<u>の合計</u>	<u>つき</u>
<u>が 6,00</u>	<u>161,00</u>
<u>0平方</u>	<u>0円</u>
メー ト ルを 超 え <u>8,00</u> <u>0平方</u> メー ト ル以 内 の もの	

床面積の合計が <u>50,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>540,000</u> 円
(摘要) 確認を受けた建築物を建築した場合の	

え <u>50,000</u> 平方メートル以内のもの	
床面積の合計が <u>50,000</u> 平方メートルを超える <u>100,000</u> 平方メートル以内のもの	1 件につき <u>430,000</u> 円
床面積の合計が <u>100,000</u> 平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>580,000</u> 円
(摘要) <u>1 建築主事</u> の確認を受けた建築物	

床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。

を建築した場合の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。

2 指定確認

検査機関の
確認を受けた建築物を
建築した場合の手数料
の額は、中間
検査を行う
部分の床面積の合計に
ついて上記
の区分によ
り算定した
手数料の額
に、当該建築
物の床面積
の合計につ
いてアの表
中建築物に
関する確認
申請又は計

画通知の項
建築基準法
(昭和25年
法律第201
号)第6条第
1項の規定
による確認
の申請又は
同法第18条
第2項の規
定による計
画の通知に
対する審査
の目確認の
申請又は計
画の通知に
係る計画に
建築基準法
第87条の4
の昇降機(以
下「昇降機」
という。)に
係る部分が
含まれない
場合の節に
掲げる区分
により算定
した手数料
の額の2分

--	--	--

エ 建築基準法関係手数料（仮使用認定申請）

手数料を徴収する事務		手数料の金額
検査済証の交付を受け る前における 確認の申請 又は計画の 通知に係る 建築物等の 仮使用認定 申請	建築基準法第 7条の6第1 項第1号若し くは第2号又 は 第18条第38 項第1号 若し くは第2号（同 法第87条の4 又は第88条第 1項若しくは 第2項におい て準用する場 合を含む。）の 規定による仮 使用の認定の 申請に対する 審査	略

オの表からクの表まで 略

ケ 建築基準法施行条例関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料
------------	-----

		<u>の1の額を 加算した額 とする。</u>
--	--	---------------------------------

エ 建築基準法関係手数料（仮使用認定申請）

手数料を徴収する事務		手数料の金額
検査済証の交付を受け る前における 確認の申請 又は計画の 通知に係る 建築物等の 仮使用認定 申請	建築基準法第 7条の6第1 項第1号若し くは第2号又 は 第18条第24 項第1号 若し くは第2号（同 法第87条の4 又は第88条第 1項若しくは 第2項におい て準用する場 合を含む。）の 規定による仮 使用の認定の 申請に対する 審査	略

オの表からクの表まで 略

ケ 建築基準法施行条例関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料
------------	-----

		の金額
略		
既存建築物に対する制限の緩和の認定申請	建築基準法施行条例 第 51 条第 5 項 の規定による既存建築物に対する制限の緩和の認定の申請に対する審査	略

コ 租税特別措置法関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額
優良住宅新築の認定申請	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 28 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ 又は 第 63 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に	略

		の金額
略		
既存建築物に対する制限の緩和の認定申請	建築基準法施行条例 第 51 条第 4 項 の規定による既存建築物に対する制限の緩和の認定の申請に対する審査	略

コ 租税特別措置法関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額
優良住宅新築の認定申請	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 28 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ、第 63 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ 又は 第 68 条の 69 第 3 項第 6 号若	略

寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

しくは第7号
ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

サの表及びシの表 略

サの表及びシの表 略

ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額		
低炭素に関する建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	一戸建て住宅	略	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	略
		誘導仕様・計算併用法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とす		

手数料を徴収する事務		手数料の金額		
低炭素に関する建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	一戸建て住宅	略	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	略
		誘導仕様・計算併用法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とす		

申請

	る。	
	床面積	1 件に
	の合計	つき
	が 200	25,000
	平方メ	円
	ートル	
	未満の	
	もの	
	床面積	1 件に
	の合計	つき
	が 200	28,000
	平方メ	円
	ートル	
	以上の	
	もの	
	誘導仕様基準 及び誘導仕 様・計算併用法	
	以外の方法に よる場合は、建 築物の床面積 の合計に応じ 次に掲げる額 とする。	
	略	
共	略	
同	床面積	略
住	の合計	

申請

	誘導仕様基準 以外の方法に よる場合は、建 築物の床面積 の合計に応じ 次に掲げる額 とする。	
	略	
共	略	
同	床面積	略
住	の合計	

宅 等	が 5,0 00 平 方メー トル以 上のも の	
	誘導仕様・計算 併用法による 場合は、建築物 の床面積の合 計に応じ次に 掲げる額とす る。	
	床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	1 件に つき 50,000 円
	床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ	1 件に つき 84,000 円

宅 等	が 5,0 00 平 方メー トル以 上のも の	

一トル未満のもの	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 145,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 212,000円
誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法 以外の方法による場合は、建	

誘導仕様基準
 以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額

		建築物の床面積 の合計に応じ 次に掲げる額 とする。					とする。
		略					略
		略					略
	住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以	略					住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（

下「複合建築物」という。)

略

略

備考

1 略

2 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。

以下「この項において「複合建築物」という。)

略

略

備考

1 略

3 略

4 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1) **建築物省エネ法第14条第**

1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とい

う。)又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)

(住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。)が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 略

2 略

3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1) **建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律**

(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)

第15条第1項に規定する登録

建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)

又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」とい

う。)(住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物に

おける住宅部分が認定対象の場合に限る。)が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(2) 略

別表(6)のセの表を次のように改める。

セ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額		
建築物 エネルギー 消費性能 適合性 判定	建築物省エネ法第 11条第1項又は 第12条第2項の 規定による建築物 エネルギー消費性 能適合性判定に対 する審査	一戸建て の住宅	仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
			床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 17,000円
			床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1件につき 19,000円
			仕様・計算併用法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
			床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 25,000円
			床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1件につき 28,000円
			仕様基準及び仕様・計算併用法以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
			床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 34,000円
			床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1件につき 37,000円

共同住宅 等	仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 32,000円
	床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 56,000円
	床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の もの	1件につき 101,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トル以上のもの	1件につき 152,000円
	仕様・計算併用法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 50,000円
	床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ	1件につき 84,000円

一トル未満のもの	
床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 145,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1件につき 212,000円
仕様基準及び仕様・計算併用法以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 191,000円
床面積の合計が	1件につき

	5,000 平方メートル以上のもの	273,000 円
工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）	モデル建築物基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 19,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 26,000 円
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 37,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 93,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 140,000 円

のもの	
床面積の合計が 10,000平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	1件につき 173,000円
床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	1件につき 215,000円
モデル建築物基準以外の基準による場 合は、建築物の床面積の合計に応じ次 に掲げる額とする。	
床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 23,000円
床面積の合計が 300平方メートル 以上 1,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 30,000円
床面積の合計が 1,000平方メー トル以上 2,000平方 メートル未満の もの	1件につき 42,000円
床面積の合計が 2,000平方メー	1件につき 99,000円

	ル以上 5,000 平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 147,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 181,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 224,000 円
特定非住宅建築物 以外の非住宅建築物	モデル建築物基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 85,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 108,000 円

床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件につき 142,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円
床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	1件につき 361,000円
床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	1件につき 423,000円
モデル建築物基準以外の基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
床面積の合計が	1件につき

300 平方メートル未満のもの	221,000 円
床面積の合計が300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 277,000 円
床面積の合計が1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 358,000 円
床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 511,000 円
床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 629,000 円
床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 743,000 円

		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	1件につき 848,000円
		複合建築物	当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅の節、その他の場合にあっては共同住宅等の節、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するものである場合にあっては工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）の節、その他の場合にあっては特定非住宅建築物以外の非住宅建築物の節に掲げる区分により算定した手数料の額を合計した額
		<p>(摘要)</p> <p>増築又は改築の申請の場合は、当該増築又は改築をする部分の合計面積とする。</p>	
建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定の	建築物省エネ法第 11条第2項又は 第12条第3項の 規定による建築物 エネルギー消費性 能適合性判定の変	建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額	

変更	更に対する審査								
建築物 エネルギー 消費性能 適合性 判定の 軽微な 変更 に関する 証明書 の交付	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額							
建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画認定 申請	建築物省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	一戸建ての住宅	<p>誘導仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの</td> <td>1件につき 17,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの</td> <td>1件につき 19,000円</td> </tr> </table> <p>誘導仕様・計算併用法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの</td> <td>1件につき 25,000円</td> </tr> </table>	床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 17,000円	床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1件につき 19,000円	床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 25,000円
床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 17,000円								
床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1件につき 19,000円								
床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 25,000円								

	床面積の合計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件につき 28,000 円
	誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が 200 平方メートル 未満のもの	1 件につき 34,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートル 以上のもの	1 件につき 37,000 円
共同住宅 等	誘導仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件につき 32,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メ ートル未満のも の	1 件につき 56,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方	1 件につき 101,000 円

メートル未満のもの	
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円
誘導仕様・計算併用法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 50,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 145,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 212,000円
誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とす	

	る。	
	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 67,000円
	床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 112,000円
	床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	1件につき 191,000円
	床面積の合計が 5,000平方メート ル以上のもの	1件につき 273,000円
非住宅建 築物	モデル建築物誘導基準による場合は、 建築物の床面積の合計に応じ次に掲げ る額とする。	
	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 85,000円
	床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のも	1件につき 108,000円

の	
床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満の もの	1件につき 142,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満の もの	1件につき 230,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満 のもの	1件につき 300,000円
床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	1件につき 361,000円
床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	1件につき 423,000円
モデル建築物誘導基準以外の方法によ る場合は、建築物の床面積の合計に応 じ次に掲げる額とする。	

床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1件につき 221,000円
床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 277,000円
床面積の合計が 1,000平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	1件につき 358,000円
床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	1件につき 511,000円
床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	1件につき 629,000円
床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未	1件につき 743,000円

	満のもの	
	床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	1件につき 848,000円
複合建築物	当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅の節、その他の場合にあっては共同住宅等の節、非住宅部分については非住宅建築物の節に掲げる区分により算定した手数料の額を合計した額	
	<p>(摘要)</p> <p>1 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）及び同項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとに上記の区分により算定した手数料の額を合計した額とする。</p> <p>2 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額は、上記又は前項に定める額にアの表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額とする。</p>	
建築物省エネ法第	一戸建て	1件につき5,000円

29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（あらかじめ性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合）	の住宅		
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 44,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 78,000円
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル	1件につき 26,000円

	ル以上 2,000 平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 78,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 124,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 156,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 195,000 円
複合建築物	当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が 1 である場合にあっては一戸建ての住宅の節、その他の場合にあっては共同住宅等の節、非住宅部分については非住宅建築物の節に掲	

		<p>げる区分により算定した手数料の額を合計した額</p> <p>(摘要)</p> <p>1 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとに上記の区分により算定した手数料の額を合計した額とする。</p> <p>2 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額は、上記又は前項に定める額にアの表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額とする。</p>
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額</p> <p>(摘要)</p> <p>1 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物（計画の変更に係る建築物に限る。）ごとに上記の区分により算定した手数料の額を合計した額とする。</p> <p>2 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請の手数料の額は、上記又は前項に定める額にアの表中建築物に関する</p>

		<p>確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額とする。</p>
--	--	---

備考

- 1 この表において「仕様基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 2 この表において「仕様・計算併用法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。
- 3 この表において「モデル建築物基準」とは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準をいう。
- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 5 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。
- 6 この表において「モデル建築物誘導基準」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 7 この表において「性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。
 - (1) 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する技術的審査適合証
 - (2) 設計住宅性能評価書（建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の写し
- 8 共同住宅等について、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計が

ら共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

改正後		改正前		
ソの表 略		ソの表 略		
(7) 開発関係手数料		(7) 開発関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
略		略		
開発登録簿の写しの交付	略	開発登録簿の写しの交付	略	
開発許可を受けた宅地造成の中間検査申請	中間検査申請1件につき、開発区域の面積が			
	0.3ha以内のもの			3,100円
	0.3haを超え2ha以内のもの			6,200円
	2haを超え4ha以内のもの			12,400円
	4haを超え7ha以内のもの			24,900円
	7haを超え10ha以内のもの			43,600円

	10ha を超えるもの		
	62,300 円		
略		略	
(8)の表から(10)の表まで 略		(8)の表から(10)の表まで 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表(7)の表の改正規定は、同年 5 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項若しくは第 4 項(これらの規定を第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る別表(6)のアの表からウの表までの規定の適用については、なお従前の例による。